

令和元年 9 月 定例月議会 議案一覧

議案番号	件 名
報告 1 2	平成 3 0 年度豊明市継続費に係る精算報告について
報告 1 3	健全化判断比率の報告について
議案 6 0	教育委員会の委員の任命について
議案 6 1	工事請負契約の締結について（勅使グラウンド改修工事）
議案 6 2	豊明市公契約条例の制定について
議案 6 3	豊明市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案 6 4	豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正について
議案 6 5	豊明市手数料徴収条例の一部改正について
議案 6 6	豊明市大学等入学支援金給付条例の一部改正について
議案 6 7	豊明市大学等入学支援金貸付条例の一部改正について
議案 6 8	豊明市立公民館条例等の一部改正について
議案 6 9	豊明市総合福祉会館条例の一部改正について
議案 7 0	豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の一部改正について
議案 7 1	豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案 7 2	豊明市休日診療所条例の一部改正について
議案 7 3	豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案 7 4	豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案 7 5	豊明市農村環境改善センター条例の一部改正について
議案 7 6	豊明勤労会館条例の一部改正について
議案 7 7	豊明市消防団条例の一部改正について

議案 7 8	令和元年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）について
--------	-----------------------------

報告第 1 2 号

平成 3 0 年度豊明市継続費に係る精算報告について

継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

平成 30 年度 豊 明 市 継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 と の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出	県 金	地 方 債			そ の 他	国 支 出	県 金			地 方 債	そ の 他	国 支 出	
8 土 木 費	4 都市計画費	桜ヶ丘沓掛線改良事業	26	円 54,000,000	円 29,700,000	円 0	円 0	円 24,300,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 54,000,000	円 29,700,000	円 0	円 0	円 24,300,000	
			27	300,000,000	148,500,000	0	0	151,500,000	204,000,000	106,700,000	0	0	97,300,000	96,000,000	41,800,000	0	0	54,200,000
			28	480,000,000	237,600,000	0	0	242,400,000	307,000,000	157,280,000	0	0	149,720,000	173,000,000	80,320,000	0	0	92,680,000
			29	246,000,000	121,700,000	0	0	124,300,000	473,000,000	25,834,000	0	0	447,166,000	-227,000,000	95,866,000	0	0	-322,866,000
			30	220,000,000	108,900,000	83,300,000	0	27,800,000	315,960,360	77,000,000	82,300,000	0	156,660,360	-95,960,360	31,900,000	1,000,000	0	-128,860,360
			計	1,300,000,000	646,400,000	83,300,000	0	570,300,000	1,299,960,360	366,814,000	82,300,000	0	850,846,360	39,640	279,586,000	1,000,000	0	-280,546,360

報告第 1 3 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり報告する。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

健全化判断比率

1 実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.88%	20.00%

平成30年度における豊明市の実質赤字比率	※	—
※ 9.03%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

2 連結実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	17.88%	30.00%

平成30年度における豊明市の連結実質赤字比率	※	—
※ 10.96%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

3 実質公債費比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%

平成30年度における豊明市の実質公債費比率	0.3%
3カ年平均(平成28、29、30年度)の実質公債費比率は、0.3%です。	

4 将来負担比率

指標名	早期健全化基準	
将来負担比率	350.0%	

平成30年度における豊明市の将来負担比率	※	—
※ 22.4%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

5 公営企業における資金不足比率

指標名	経営健全化基準	
資金不足比率	20.0%	

平成30年度における豊明市の資金不足比率	※	—
※ 下水道事業特別会計は、24,668千円の剰余額、農村集落家庭排水施設特別会計は、29,546千円の剰余額、水上太陽光発電事業特別会計は、11,016千円の剰余額であり、資金不足は生じておりません。		

豊 監 第 4 8 号
令和元年8月9日

豊明市長 小 浮 正 典 様

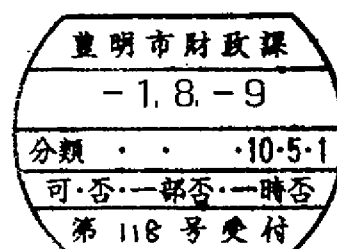
豊明市監査委員 古 橋 洋 一

豊明市監査委員 近 藤 裕 英



平成30年度豊明市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出する。



平成30年度豊明市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月25日から令和元年8月9日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないか点検するとともに、関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	平成30年度		財政再生基準
	比 率	早期健全化基準	
① 実 質 赤 字 比 率	—	12.88	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.88	30.00
③ 実質公債費比率	0.3	25.0	35.00
④ 将 来 負 担 比 率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が生じていない場合、「—」で表示する。

※ 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合は一般会計に土地取得特別会計及び墓園事業特別会計を加えた会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する指標である。

平成30年度決算における一般会計等の実質収支は 1,236,596 千円の黒字となっており、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する指標である。

平成30年度決算における連結実質収支は 1,500,551 千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する指標で、3か年の平均である。

平成30年度実質公債費比率（平成28年度から平成30年度の3か年平均）は 0.3%となり、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する指標である。

平成30年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

平成30年度豊明市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月25日から令和元年8月9日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないか点検するとともに、関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会 計 名	平成30年度 資金不足比率	経営健全化基準
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0
農村集落家庭排水施設特別会計	—	
水上太陽光発電事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じていない場合、「—」で表示する。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における事業規模に対する資金不足額の指標である。

各会計とも平成30年度決算において資金不足比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

議案第 6 0 号

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員青山佳代氏は、令和元年 9 月 3 0 日任期満了となるので、下記の者を任命するものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市栄町
氏 名 青 木 睦
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 6 1 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 勅使グラウンド改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 豊明市沓掛町勅使地内 |
| 3 | 工 事 の 概 要 | グラウンド・コート舗装の整備
グラウンド・コート施設整備工として防球ネット等の整備 |
| 4 | 請負契約金額 | 1 3 5 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 請 負 契 約 者 | 豊明市新田町中ノ割 7 6 番地 2
株式会社山本工務店豊明営業所
所長 片嶋 博文 |
| 6 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（事後審査型） |

説 明

この案を提出するのは、勅使グラウンド改修工事施工のため必要があるからである。

議案第 6 2 号

豊明市公契約条例の制定について
豊明市公契約条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正化を図り、公共事業等の品質の確保、公契約に係る作業に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るため必要があるからである。

豊明市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正化を図りつつ、公共事業・公共サービス（以下「公共事業等」という。）の品質の確保、公契約に係る作業に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約及び豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）第8条の規定により締結する協定をいう。

(2) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。

(3) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

(4) 受注者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者

イ 下請負者

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者

(5) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等に使用され、公契約に係る業務に従事するもの。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

イ 自らが提供する労務の対償を得るために公契約に係る業務を請け負
い、又は受託する者

(基本方針)

第3条 市は、次に掲げる事項を基本として、公契約に係る事務を実施するものとする。

- (1) 公契約の過程において、透明性及び競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、その適正化を図ること。
- (2) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (3) 労働者の適正な労働条件の確保を図ること。
- (4) 地域経済の健全な発展に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、適正な公契約に関する取組を総合的に実施するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、当該公契約を適正に履行しなければならない。

2 受注者等は、市が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(公契約の適正化)

第6条 市長は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結しなければならない。

2 市長は、公契約の締結に当たっては、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。

(公契約の適正な履行)

第7条 市長は、公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第8条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める公契約について、当該公契約の受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができる。

（市内業者の受注機会の確保）

第9条 市長は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展、地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に本店及び支店又は営業所を有する業者（以下「市内業者」という。）の持続的発展が不可欠であることを鑑み、市内業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者等は、公契約に係る業務について、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内業者の積極的な活用に努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和2年2月1日から施行する。

第2条 この条例は、令和2年2月1日以後に公告その他の申込みの誘引を行い、かつ、令和2年4月1日以後に業務を開始する公契約について適用する。

議案第 6 3 号

豊明市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

豊明市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行により、関係条例の整理が必要であるからである。

豊明市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の廃止)

第1条 豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年豊明市条例第2号）は、廃止する。

(豊明市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第2条 豊明市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年豊明市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に規定する保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由に関し、保育の必要性の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。

第3条第7号イ中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同条第9号中「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

(豊明市保育所保育の実施条例の一部改正)

第3条 豊明市保育所保育の実施条例（昭和62年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、3歳以上児（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）については、この限りでない。

第3条第2項中「、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号の規定による政令で定める額を限度として」を削る。

別表中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「市町村

民税を課されない者」を「市町村民税世帯非課税者」に改め、別表備考第1項第1号を次のように改める。

- (1) 教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

別表備考第1項第4号を次のように改める。

- (4) 市町村民税世帯非課税者 政令第4条第2項第8号イの規定による場合における当該教育・保育給付認定保護者をいう。

別表備考第1項第5号中「第4条第1項第2号」を「第4条第2項第2号」に改め、同項第6号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表備考第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表備考第4項中「り、法に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用している法第19条第1項第3号に規定す」を削り、同表備考第5項中「第14条各号列記以外の部分」を「第13条第2項」に改め、「である小学校就学前子ども」を削り、同表備考第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「第14条の2第1項」を「第14条各号列記以外の部分」に改め、同表備考第7項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

（豊明市病後児保育室設置条例の一部改正）

第4条 豊明市病後児保育室設置条例（平成27年豊明市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、施設等利用給付認定子どもの利用（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号及び第3号に該当する小学校就学前子どもに係る施設等利用費として支給すべき額の限度における利用に限る。）については、この限りでない。

第4条第4項中「前項」を「前3項」に、「実費」を「費用」に改める。

（豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例（平成２６年豊明市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

目次及び「第１章 総則」を削る。

第２条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）」を「法」に改める。

第３条を次のように改める。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）

第３条 法第３４条第２項及び第４６条第２項に規定する条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）に定めるところによる。

第４条から第５２条まで及び附則第２条から第５条までを削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（保育料に関する経過措置）

第２条 第３条の規定による改正後の豊明市保育所保育の実施条例第３条及び別表の規定は、令和元年１０月以降の入所分に係る保育料から適用し、同年９月以前の入所分に係る保育料については、なお従前の例による。

（利用者負担額に関する経過措置）

第３条 令和元年９月以前の利用分に係る利用者負担額については、旧豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第 6 4 号

豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正について

豊明市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、使用料の適正化を図るため、豊明市有料自転車駐車場条例の一部を改正する必要があるからである。

豊明市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

豊明市有料自転車駐車場条例（平成元年豊明市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

普通駐車料金 (1 日 1 回につき)		定期駐車料金		
			一般	学生（高校生以下）
自転車	1 0 0 円	1 箇月	1, 5 0 0 円	1, 0 6 0 円
		2 箇月	2, 8 0 0 円	1, 9 3 0 円
		3 箇月	4, 0 9 0 円	2, 5 8 0 円
		6 箇月	7, 1 1 0 円	4, 3 0 0 円
		1 箇年	1 2, 2 9 0 円	6, 8 9 0 円
原動機付 自転車	2 0 0 円	1 箇月	2, 6 9 0 円	
		2 箇月	4, 9 6 0 円	
		3 箇月	7, 2 2 0 円	
		6 箇月	1 2, 6 1 0 円	
		1 箇年	2 1, 1 4 0 円	

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の豊明市有料自転車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料から適用し、同日前までの使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 5 号

豊明市手数料徴収条例の一部改正について

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、手数料の適正化を図るため、豊明市手数料徴収条例の一部を改正する必要があるからである。

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例

豊明市手数料徴収条例（平成１２年豊明市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１６号、第１８号及び第１９号中「２００円」を「３００円」に改め、同条第２０号中「１００円」を「２００円」に改め、同条第２３号から第２８号までの規定中「２００円」を「３００円」に改め、同条中第２９号及び第３０号を削り、同条第３１号中「２００円」を「３００円」に改め、同号を同条第２９号とし、同条中第３２号を削り、同条第３３号中「別表第５」を「別表第３」に改め、同号を同条第３０号とし、同条第３４号中「２００円」を「３００円」に改め、同号を同条第３１号とする。

別表第３及び別表第４を削り、別表第５を別表第３とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の豊明市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（過料）

第３条 この条例の施行の日前までに行われた申請に係る過料については、なお従前の例による。

議案第 6 6 号

豊明市大学等入学支援金給付条例の一部改正について

豊明市大学等入学支援金給付条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、給付額の変更について必要な事項を定める必要があるからである。

豊明市大学等入学支援金給付条例の一部を改正する条例

豊明市大学等入学支援金給付条例（平成２８年豊明市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第９条を第１０条とし、第８条を第９条とし、第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（給付額の変更）

第７条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入学支援金の給付額を変更するものとする。

- （１） 他の奨学金を受給したとき。
- （２） 前号に掲げるもののほか、市長が給付の額として適当でないと認めたとき。

第８条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

奨学生は、第７条の規定により入学支援金の給付額の変更があったときは、市長が指定する期日までに、既に給付を受けた入学支援金と変更後の給付額との差額分を一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、分割して返還することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 7 号

豊明市大学等入学支援金貸付条例の一部改正について

豊明市大学等入学支援金貸付条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、貸付額の変更について必要な事項を定める必要があるからである。

豊明市大学等入学支援金貸付条例の一部を改正する条例

豊明市大学等入学支援金貸付条例（平成２８年豊明市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１２条を第１３条とし、第９条から第１１条までを１条ずつ繰り下げ、第８条中第２項を第３項とし、第１項を第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

奨学生は、第７条の規定により入学支援金の貸付額の変更があったときは、市長が指定する期日までに、既に貸付けを受けた入学支援金と変更後の貸付額との差額分を一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、分割して返還することができる。

第８条を第９条とし、第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（貸付額の変更）

第７条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入学支援金の貸付額を変更するものとする。

- （１） 他の奨学金を受給したとき。
- （２） 前号に掲げるもののほか、市長が貸付けの額として適当でないと認めたとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 8 号

豊明市立公民館条例等の一部改正について

豊明市立公民館条例等の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、使用料の適正化を図るため、豊明市立公民館条例等の一部を改正する必要があるからである。

豊明市立公民館条例等の一部を改正する条例

（豊明市立公民館条例の一部改正）

第 1 条 豊明市立公民館条例（昭和 5 2 年豊明市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

（単位 円）

名称	室名	午前	午後	夜間	全日	延長
		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 21：00	21 時を超える 1 時間
中央 公民館	会議室	940	1,240	1,090	3,270	310
	視聴覚室	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	実習室	1,700	2,280	1,990	5,970	560
	作法室	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	ホール	4,540	6,070	5,300	15,910	1,510
南部 公民館	会議室 A	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	会議室 B	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	作法室	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	視聴覚室	1,880	2,500	2,190	6,570	620
	大会議室	2,590	3,450	3,020	9,060	860

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、ホールのみ 1 時間 1,640 円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍（ホール冷暖房費含む。）とする。

（豊明市文化会館条例の一部改正）

第 2 条 豊明市文化会館条例（平成 5 年豊明市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

(単位 円)

時間区分 利用区分		早朝 8:30～ 9:00	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 17:30～ 21:00	全日 9:00～ 21:00	延長 21時を超え る1時間
大ホール	平日	2,880	17,290	23,050	20,160	60,500	5,760
	土・日・祝 日	3,600	21,610	28,810	25,200	75,620	7,200
小ホール	平日	1,060	6,430	8,580	7,510	22,520	2,130
	土・日・祝 日	1,340	8,040	10,720	9,380	28,140	2,670
ギャラリー	平日	1,060	6,430	8,580	7,510	22,520	2,130
	土・日・祝 日	1,340	8,040	10,720	9,380	28,140	2,670
楽屋1		40	250	330	280	860	80
楽屋2		60	320	440	370	1,130	100
楽屋3		60	320	440	370	1,130	100
楽屋4		60	320	440	370	1,130	100
リハーサル室		330	2,020	2,710	2,360	7,090	670
練習室1		150	990	1,330	1,150	3,470	320
練習室2		130	840	1,120	980	2,940	270
第1会議室		200	1,240	1,660	1,460	4,360	400
第2会議室		200	1,240	1,660	1,460	4,360	400
茶室		250	1,510	2,010	1,760	5,280	500

備考

- 1 営利、宣伝等が目的の催物で施設を利用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収し、最高入場料等徴収額が1,000円以上のときは、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。
- 3 準備等でホールの舞台のみを利用するときは、使用料の3割相当の額とし、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 4 ギャラリーを2分の1利用する場合は、使用料の半額相当額とし、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

別表第2（第9条関係）

区分		No.	品名	単位	使用料 (円)
舞台 設備用	大・小ホール兼 用	1	所作台	1式	3,450
		2	平台（箱足、開足含む。）	1枚	120
		3	松羽目	1式	1,220
		4	竹羽目	1式	1,220
		5	金屏風	1双	610
		6	鳥の子屏風	1双	610
		7	緋毛せん	1枚	120

照明 設備	大ホール	8	長布団	1 枚	120
		9	高座用座布団	1 枚	120
		10	上敷	1 枚	120
		11	雪かご	1 式	610
		12	バレエ用シート	1 枚	240
		13	指揮者台（譜面台付）	1 台	240
		14	譜面台（譜面灯付）	1 台	120
		15	音響反射板	1 式	3,690
		16	地がすり	1 枚	610
		17	しゃ幕	1 枚	610
		18	演台（脇台、花台、司会者台付）	1 式	860
	小ホール	19	音響反射板	1 式	2,460
		20	地がすり	1 枚	360
		21	しゃ幕	1 枚	360
		22	演台（脇台、花台付）	1 式	730
	大ホール	23	第 1 ボーダーライト	1 列	730
		24	第 2 ボーダーライト	1 列	730
		25	第 1 サスペンションライト	1 列	1,470
		26	第 2 サスペンションライト	1 列	1,470
		27	第 3 サスペンションライト	1 列	1,470
		28	アッパーホリゾンライト	1 列	1,720
		29	ロアーホリゾンライト	1 列	980
		30	フロントサイドスポットライト	1 式	1,960
		31	シーリングスポットライト	1 列	1,960
		32	トーマンタルスポットライト	1 式	610
		33	フットライト	1 列	360
		34	花道フットライト	1 列	240
		35	センターピンスポットライト	1 台	1,220
		36	天井反射板ライト	1 式	980
		37	スポットライト（1KW）	1 台	240
		38	スポットライト（500W）	1 台	120
		39	エフェクトスポット	1 式	1,470
		40	ステージビーム	1 台	120
		41	ミラーボール	1 台	610
		42	スモークマシーン	1 式	610
		43	オーロラマシーン	1 台	610
		44	ストロボマシーン	1 式	610
	小ホール	45	ボーダーライト	1 列	360
		46	第 1 サスペンションライト	1 列	1,220
		47	第 2 サスペンションライト	1 列	1,220
		48	アッパーホリゾンライト	1 列	610
		49	ロアーホリゾンライト	1 列	610
		50	シーリングスポットライト	1 列	610
		51	フットライト	1 列	240
		52	センターピンスポットライト	1 台	610
		53	天井反射板ライト	1 式	360
		54	スポットライト（1KW）	1 台	240
		55	スポットライト（500W）	1 台	120
		56	エフェクトスポット	1 式	1,470

音響設備	ホール・ギャラリー・リハーサル室	57	拡声装置 A	1 式	2,950
		58	拡声装置 B	1 式	980
		59	ステージスピーカー	1 台	610
		60	FB スピーカー	1 台	610
		61	エレベーターマイクロホン	1 式	1,220
		62	三点吊りマイクロホン	1 式	1,220
		63	コンデンサーマイクロホン	1 本	490
		64	ダイナミックマイクロホン	1 本	240
		65	ワイヤレスマイクロホン	1 本	240
		66	マイクロホンスタンド	1 台	120
楽器	ピアノ等	67	フルコンサートピアノ（調律料含まず。）	1 台	3,690
		68	グランドピアノ（調律料含まず。）	1 台	1,220
		69	大太鼓（台、バチ付）	1 式	610
		70	ティンパニー	1 式	1,220
		71	バスドラム	1 式	610
その他	映写機	72	16 ミリ	1 式	2,460
		73	ビジュアルプレゼンター	1 式	360
		74	OHP（スクリーン含む。）	1 台	360
		75	スライド A（スクリーン含む。）	1 台	730
		76	スライド B（スクリーン含む。）	1 台	360
		77	DVD	1 式	360
		78	プロジェクター	1 式	1,220
	その他	79	可動ステージ	1 式	610
		80	茶道具	1 式	610
		81	電源コンセント（1KW）	1 口	240

備考 この表は 1 回の使用料を示し午前（早朝含む。）、午後、夜間（延長含む。）をそれぞれ 1 回とする。

（豊明文化広場条例の一部改正）

第 3 条 豊明文化広場条例（昭和 54 年豊明市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「(使用料)」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

（単位 円）

使用料金表								
時間区分 利用区分			午前	午後	夜間	全日	延長	宿泊
			9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 21：00	21 時を超え る 1 時間	17：30～ 翌 8：30
勅使 会館	和室	A	1, 140	1, 520	1, 330	3, 990	370	大人 1 人 750 小人 1 人〔小学生・ 中学生〕 500

		B	480	630	550	1,660	150	大人 1 人 750 小人 1 人〔小学生・ 中学生〕 500
--	--	---	-----	-----	-----	-------	-----	---------------------------------------

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍とする。

（豊明市大蔵池陶芸の館条例の一部改正）

第 4 条 豊明市大蔵池陶芸の館条例（平成 7 年豊明市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

（単位 円）

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日	延長
	9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 21：00	9：00～ 21：00	21時を超える 1時間
教室	1,440	1,920	1,680	5,040	480

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

別表第 2（第 8 条関係）

（単位 円）

付属設備	単位	使用料
ガス窯	1基時間当り	210
電気炉	1基時間当り	90

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

（豊明市体育施設条例の一部改正）

第 5 条 豊明市体育施設条例（平成 2 年豊明市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

（1）グラウンド使用料

（単位 円）

区分		1 時間につき	夜間照明施設使用料	
			1 時間につき	1 時間を超える 30 分ごとに
勅使グラウンド	全面	1,600	11,320	5,660
	野球 ソフトボール 1 面	800	5,660	2,830
	サッカー	1,600	6,160	3,080
	山田グラウンド 全面	800		

(2) 勅使テニスコート使用料

ア 個人利用 (1 面)

(単位 円)

区分	2 時間につき	夜間照明施設使用料	
		1 時間につき	1 時間を超える 30 分ごとに
1～4 コート	810	860	430
A～D コート	700		

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
1～4 コート	4,890	6,520	5,710	17,120
A～D コート	4,240	5,660		

(3) 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00
ターゲット・バードゴルフ場	200	200	240

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
ターゲット・バードゴルフ場	3,260	3,260	3,840	10,360

(4) 勅使弓道場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
中学生以下	120	120	120	360
その他	240	240	240	720

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 30～21 : 00	9 : 00～21 : 00
弓道場	1,830	2,440	2,130	6,400

備考

- 1 専用利用の夜間照明施設使用料は、個人利用の場合と同じとする。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍とする。

（豊明市福祉体育館条例の一部改正）

第 6 条 豊明市福祉体育館条例（昭和 5 2 年豊明市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

アリーナ等使用料

（単位 円）

利用区分				時間区分	午前	午後	夜間	全日	延長
				9：00 ～12：00	13：00 ～17：00	17：30 ～21：00	9：00 ～21：00	21 時を超 える 1 時間	
専用 利用	アリーナ	入場の料 類を徴収 する場 合	アマチュア全部	6,760	9,020	7,870	23,650	2,250	
			アマチュアスポーツに 2 分の 1	3,380	4,510	3,930	11,820	1,120	
			アマチュアスポーツに 4 分の 1	1,690	2,250	1,960	5,900	560	
		しない場 合	営利を目的としない場 合	27,070	36,090	31,580	94,740	9,020	
			営利を目的とする場 合	67,680	90,240	78,960	236,880	22,560	
		入場の料 類を徴収 する場 合	アマチュアスポーツに 利用する場合	13,530	18,040	15,790	47,360	4,510	
			営利を目的としない場 合	54,140	72,190	63,160	189,490	18,040	
			営利を目的とする場 合	135,360	180,480	157,920	473,760	45,120	
	柔道場			2,010	2,680	2,350	7,040	670	
	剣道場			2,120	2,830	2,470	7,420	700	
	会議室			1,980	2,640	2,300	6,920	660	
個人 利用	卓球場		中学生以下	80	80	80			
			その他	160	160	160			
	トレーニング ルーム		1 回	160					
			1 か月	1,200					

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、アリーナのみ 1 時間 4,950 円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2 倍（アリーナ冷暖房費を含む。）とする。

（豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の一部改正）

第 7 条 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例（平成 2 5 年豊明市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(使用料)

第 13 条 開放施設の施設使用料（以下「使用料」という。）は別表の定める額とし、利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

第 14 条の見出し中「照明施設使用料」を「使用料」に、同条第 1 項中「照明施設使用料（以下この条において「使用料」という。）」を「使用料」に改める。

第 17 条中「照明施設使用料」を「使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

(1) 屋外体育施設

(単位 円)

開放施設	使用料	
	2 時間(基本)	2 時間を超える 30 分 増すごと
豊明中学校グラウンド	6,140	1,530

(2) 屋内運動場等の体育施設

(単位 円)

開放施設	単位	使用料(2 時間)
中学校体育館	全面	800
	片面	400
中学校武道場	全面	400
小学校体育館	全面	500
	片面	250

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の豊明市立公民館条例、豊明市文化会館条例、豊明文化広場条例、豊明市大蔵池陶芸の館条例、豊明市体育施設条例、豊明市福祉体育館条例及び豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の規定は、

この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者に係る使用料から適用し、同日前までに利用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 9 号

豊明市総合福祉会館条例の一部改正について

豊明市総合福祉会館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、使用料の適正化を図るため、豊明市総合福祉会館条例の一部を改正する必要があるからである。

豊明市総合福祉会館条例の一部を改正する条例

豊明市総合福祉会館条例（昭和 6 3 年豊明市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大会議室	2, 280	3, 040	2, 640	7, 960	760
大会議室 (A)	1, 140	1, 520	1, 320	3, 980	380
大会議室 (B)	1, 140	1, 520	1, 320	3, 980	380
視聴覚室	1, 290	1, 720	1, 510	4, 520	430

」

を

「

大会議室	2, 730	3, 640	3, 160	9, 530	910
大会議室 (A)	1, 360	1, 820	1, 580	4, 760	450
大会議室 (B)	1, 360	1, 820	1, 580	4, 760	450
視聴覚室	1, 540	2, 060	1, 810	5, 410	510

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の豊明市総合福祉会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者に係る使用料から適用し、同日前

までに利用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 7 0 号

豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の一部改正について

豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、幼児教育・保育の無償化に伴い、3 歳から 5 歳までの児童を対象とする障がい児特別支援療育事業の利用に係る使用料を無料とするため必要があるからである。

豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の一部を改正する
条例

豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例（平成 27 年豊明市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 令和元年 9 月以前の利用分に係る使用料については、この条例による改正前の豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第 7 1 号

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、国基準に準ずる内容にするため必要があるからである。

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊明市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

目次及び「第 1 章 総則」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営基準）

第 3 条 法第 34 条の 16 第 1 項に規定する条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 29 条第 2 項第 2 号、第 31 条第 2 項第 2 号、第 44 条第 2 項第 2 号及び第 47 条第 2 項第 2 号	おおむね 6 人につき 1 人	おおむね 6 人につき 1 人 （満 1 歳以上満 2 歳に満たない幼児については、おおむね 5 人につき 1 人）
第 29 条第 3 項、第 31 条第 3 項、第 44 条第 3 項及び第 47 条第 3 項	保健師、看護師又は准看護師	保健師又は看護師
第 43 条第 2 号	1. 65 平方メートル以上	3. 3 平方メートル以上

第 4 条から第 48 条まで及び附則第 2 条から第 5 条までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 2 号

豊明市休日診療所条例の一部改正について

豊明市休日診療所条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、手数料の適正化を図るため、豊明市休日診療所条例の一部を改正する必要があるからである。

豊明市休日診療所条例の一部を改正する条例

豊明市休日診療所条例（昭和５５年豊明市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，６１０円」を「１，６５０円」に、「２，１６０円」を「２，２００円」に、「１０，８００円」を「１１，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第 7 3 号

豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別添のよう
に定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、手数料の適正化を図るため、豊明市廃棄物の処理及
び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年豊明市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「１，０２０円」を「１，０３０円」に改める。

別表第２一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料の項及び一般廃棄物処分業変更許可申請手数料の項中「１，０００円」を「５，０００円」に改め、同表前各号の許可証に係る再交付手数料の項中「１，０００円」を「２，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（一般廃棄物処理手数料に係る経過措置）

第２条 この条例による改正後の豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に購入した粗大ごみ処理券から適用し、同日前までに購入した粗大ごみ処理券については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別添のよう
に定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い必要がある
からである。

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号を次のように改める。

- （1） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第2項第2号中「資格その他氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、同条第3項中「第1号」の次に「及び第2項」を、「、外国人住民」の次に「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

第7条第3項中「記入」を「記載」に改め、同条第4項第2号中「である」を「とする」に改める。

第8条第1項中「損傷」を「毀損」に改める。

第9条第1項中「している」を「受けている」に、「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第10条第3項中「前2項」を「第7条第4項及び前2項」に改める。

第11条第1項中「写し」の次に「（印鑑登録原票に登録されている印影を

光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

- （１） 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては氏名及び当該通称）

第13条中「住民基本台帳」を削る。

第14条第1項中「転出し、死亡し、若しくは氏名」を「転出したこと、死亡したこと、氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名」に改め、「住民基本台帳」を削り、「日本国籍」を「日本の国籍」に改め、同項ただし書中「氏名」を「氏名、氏又は名」に改め、同条第2項中「転出、死亡」を「転出したこと、死亡したこと」に改め、「住民基本台帳」を削り、「日本国籍」を「日本の国籍」に改める。

第18条の見出し中「雑則」を「委任」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 7 5 号

豊明市農村環境改善センター条例の一部改正について

豊明市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、使用料の適正化を図るため、豊明市農村環境改善センター条例の一部を改正する必要があるからである。

豊明市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

豊明市農村環境改善センター条例（昭和５２年豊明市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第８条関係）

（単位 円）

室名 \ 時間区分	午前	午後	夜間	全日
	９：００～ １２：００	１３：００～ １７：００	１７：３０～ ２１：００	９：００～ ２１：００
生活改善研究室	１，９５０	２，６１０	２，２８０	６，８４０
健康管理室	１，２９０	１，７２０	１，５００	４，５１０
小会議室	１，５４０	２，０６０	１，８１０	５，４１０
大会議室	３，３６０	４，４８０	３，９２０	１１，７６０
教養室	１，１７０	１，５７０	１，３８０	４，１２０

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の豊明市農村環境改善センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者に係る使用料から適用し、同日前までに利用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 7 6 号

豊明勤労会館条例の一部改正について

豊明勤労会館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、施設用途の一部変更及び使用料の適正化を図るため、
豊明勤労会館条例の一部を改正する必要があるからである。

豊明勤労会館条例の一部を改正する条例

豊明勤労会館条例（平成１５年豊明市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「勤労者等の教養と文化及びスポーツの振興を図るため」を「勤労者等の地域福祉の向上を図るため」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

施設使用料

（単位：円）

使用区分 室名	午前	午後	夜間	全日
	９：００～１２：００	１３：００～１７：００	１７：３０～２１：００	９：００～２１：００
多目的ホール	２,７３０	３,６４０	３,１９０	９,５６０

備考

- １ 冷暖房利用の場合は、１時間当たり１,２２０円を加算する。ただし、使用時間を算定する場合、１時間未満の端数は１時間に切り上げる。
- ２ 入場料の類を徴収する場合及び営利活動等を行う場合は、この表に定める使用料の２倍の額とする。
- ３ 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の２倍の額とする。
- ４ 備考２及び３の両方に該当する場合は、この表に定める使用料の４倍の額とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（使用料に係る経過措置）

第２条 この条例による改正後の豊明勤労会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者に係る使用料から適用し、同日前までに利用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 7 7 号

豊明市消防団条例の一部改正について

豊明市消防団条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い必要があるからである。

豊明市消防団条例の一部を改正する条例

豊明市消防団条例（昭和47年豊明市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

令和元年度

豊明市一般会計補正予算書（第 5 号）

議案第 78 号

令和元年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）

令和元年度豊明市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108,064 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,933,274 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

[illegible]

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,651,777	8,358	2,660,135
	1 総務管理費	1,999,556	8,012	2,007,568
	2 徴税費	367,491	346	367,837
3 民生費		9,438,167	27,852	9,466,019
	1 社会福祉費	4,302,435	643	4,303,078
	2 児童福祉費	4,426,636	27,209	4,453,845
4 衛生費		1,408,677	910	1,409,587
	1 保健衛生費	703,889	910	704,799
8 土木費		1,663,876	8,991	1,672,867
	3 河川費	93,710	8,991	102,701
9 消防費		885,697	3,544	889,241
	1 消防費	885,697	3,544	889,241
10 教育費		2,506,429	132	2,506,561
	2 小学校費	415,001	132	415,133
13 諸支出金		2,587	58,277	60,864
	1 基金費	2,587	58,277	60,864
歳 出 合 計		20,825,210	108,064	20,933,274

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
放課後児童健全育成事業業務委託事業	令和2年度から 令和6年度まで	千円 228,879
小中学校英語指導業務委託事業	令和2年度から 令和4年度まで	105,600
放課後子ども教室運営業務委託事業	令和2年度から 令和3年度まで	18,240

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
保育園改修事業	千円 52,800	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。
臨時財政対策債	800,000			
起 債 の 目 的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
保育園改修事業	千円 69,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。
臨時財政対策債	886,700			

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費国庫負担金	2, 198, 593	2, 700	2, 201, 293
計	2, 198, 593	2, 700	2, 201, 293

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費国庫交付金	414, 278	207	414, 485
計	476, 640	207	476, 847

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費県負担金	778, 257	1, 350	779, 607
計	780, 398	1, 350	781, 748

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 児童福祉費負担金	2,700	児童福祉措置費負担金 2,700 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 児童福祉費交付金	207	子ども・子育て支援交付金 207 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3. 児童福祉費負担金	1,350	児童福祉措置費負担金 1,350 増

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費県補助金	366,420	207	366,627
計	429,360	207	429,567

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 一般寄附金	200,010	500	200,510
計	200,010	500	200,510

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生債	52,800	16,400	69,200
6. 臨時財政対策債	800,000	86,700	886,700
計	1,333,600	103,100	1,436,700

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
4. 児童福祉費補助金	207	地域子ども・子育て支援事業費補助金 207 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般寄附金	500	災害対策費寄附金 500

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保育園改修事業債	16,400	保育園改修事業 16,400 増
1. 臨時財政対策債	86,700	臨時財政対策債 86,700 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
8. 企画費	95, 278	3, 520	98, 798	1. 報酬	160
				19. 負担金、補助及 び交付金	3, 360
11. 市民活動推進 費	118, 184	4, 492	122, 676	19. 負担金、補助及 び交付金	4, 492
計	1, 999, 556	8, 012	2, 007, 568		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	278, 542	346	278, 888	1. 報酬	346
計	367, 491	346	367, 837		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 老人福祉費	840, 542	643	841, 185	19. 負担金、補助及 び交付金	643

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 地域創生事務事業	3,520				3,520	地域公共交通会議委員報酬 160 増 乗合交通負担金 3,360 増
計	3,520				3,520	
3 区長会事業	4,492				4,492	集会所改修等補助金 4,492 増
計	4,492				4,492	
	8,012				8,012	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 税務総務事 務事業	346				346	課税資料整理事務等 346 増
計	346				346	
	346				346	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 老人福祉事業	643				643	シルバー人材センター補助金 643 増
計	643				643	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	4,302,435	643	4,303,078		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	1,932,409	6,622	1,939,031	15. 工事請負費	602
				19. 負担金、補助及び交付金	620
				20. 扶助費	5,400
2. 保育園費	2,494,227	20,587	2,514,814	15. 工事請負費	20,587
計	4,426,636	27,209	4,453,845		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 公害対策費	7,291	910	8,201	13. 委託料	910
計	703,889	910	704,799		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
	643				643	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	6,622	4,464			2,158	児童遊園地遊具撤去工事 602 費 放課後児童健全育成事業 620 増 補助金 児童福祉施設入所措置費 5,400 増
計	6,622	4,464			2,158	
2 保育事業	20,587		16,400		4,187	保育園営繕工事費 20,587 増
計	20,587		16,400		4,187	
	27,209	4,464	16,400		6,345	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 公害対策事業	910				910	検査機器点検調整委託料 910 増
計	910				910	
	910				910	

8 款 土木費
3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良費	73,978	8,991	82,969	15. 工事請負費	8,991
計	93,710	8,991	102,701		

9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	38,022	3,544	41,566	13. 委託料	2,673
				18. 備品購入費	871
計	885,697	3,544	889,241		

10 款 教育費
2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	354,225	132	354,357	13. 委託料	132
計	415,001	132	415,133		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事業	8,991				8,991	河川改修工事費 8,991 増
計	8,991				8,991	
	8,991				8,991	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 災害対策事務事業	3,544			500	3,044	同報無線整備基本設計委託料 災害時用資機材購入費 2,673 871 増
計	3,544			500	3,044	
	3,544			500	3,044	

単位：千円

単位：円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 新設校開設事業	132				132	商標等調査委託料 132
計	132				132	
	132				132	

13 款 諸支出金
1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	1, 237	58, 277	59, 514	25. 積立金	58, 277
計	2, 587	58, 277	60, 864		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	58,277				58,277	財政調整基金積立金 58,277 増
計	58,277				58,277	
	58,277				58,277	